

◇相続人が証明書を取得する際

本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード)以外に下記①②より1点ずつお持ちください。

①	被相続人がお亡くなりになられていることが確認できるもの	・除籍謄本 ・(住民票の) 除票 ・死亡診断書
②	申請人である相続人と被相続人との関係が確認できるもの	・戸籍謄本 ・認証文付き法定相続情報一覧図 ・遺産分割協議書 (原本) ・遺言書 (原本)

※長久手市税務課において相続人代表として登録されている方は、本人確認書類のみで申請できます。

◇法人所有資産の証明書を取得する際

本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード)以外に下記該当のものをお持ちください。

①	会社代表者ご本人が申請する場合	・登録印鑑 (法務局に登録してあるもの) 又は登録印鑑押印のある申請書 - もしくは ・法人登記事項証明書
②	会社代表者ご本人以外が申請する場合	・登録印鑑で押印のある代表者からの委任状 ・従業員証など (会社名の確認ができるもの)

◇媒介契約書・賃貸借契約書で証明書を取得する際

本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード)や従業員証など(会社名の確認ができるもの)以外に**有効期間内の媒介契約書・賃貸借契約書または契約更新書などの原本**をお持ちください。